政審資料

1961年
5月15日 発行
5月号

No.39

目次

《焦点》
一、地代家賃統制令の問題点……1
(1) 地代家賃統制令の一部を改正する法律案要綱
(2) 住宅基本問題調査会設置に関する基本要綱
(3) 地代家賃統制令の問題点
二、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案……6
三、水産物価格の定定等に関する法律案要綱……7
四、失業保険法の一部を改正する法律案要綱……8
五、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案要綱……10
六、昭和三十六年度地方税制改革要綱……11
——附 税制改革における入場税の減税について
七、産炭地域の振興に関する臨時措置法案要綱……17
《研究》
一、墓地埋葬等に関する措置要綱案……19
二、物価白書批判……20
《調査》
イタリヤの地方行政制度……21

発行所 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ケ関(581)5111 内線2222番
振替 東京 195668番

焦点

一、地代家賃統制令の問題点

(1) 地代家賃統制令の一部を改正する法律案要綱

（三六・四・二八）

一、地代家賃審査会を設置する。

1　建設省に中央地代家賃審査会を置く。都道府県に都道府県地代家賃審査会を置く。

2　中央審査会は建設大臣の諮問に応じ、地代家賃に関する重要事項を調査審議する。

中央審査会は、前項の重要事項に関し、関係行政機関に対して建設することができる。

建設大臣は次の事項については中央審査会の意見をきかなければならない。

イ、統制令第五条の建設大臣の定める統制地代家賃額並びに統制家賃の区域及び修正率を決定しようとするとき。

ロ、第七条による大修繕と認められる工事の範囲を決定しようとするとき。

ハ、第十一条の規定により敷金、修繕費に関する負担等に代るべき条件を決定しようとするとき。

3　地方審査会は都道府県知事の諮問に応じ、地代家賃に関する重要事項を調査審議する。

地方審査会は、前項の重要事項に関し、その区域内にある関係行政機関に対して建議することができる。

都道府県知事は次の事項については、地方審議会の意見をきかなければならない。

イ、第七条及び第九条の規定による増額の認可をしようとするとき。

ロ、第八条の規定による減額をしようとするとき。

ハ、第十一条の規定により敷金、修繕費に関する負担等に代るべき条件を決定しようとするとき。

4　中央審査会は委員十人以内で組織する。

専門の事項を調査させるため、中央審査会又は地方審査会に専門委員を置くことができる。

地代家賃審査会の委員及び専門委員は非常勤とする。

5　地代家賃審査会の委員及び専門委員は、貸主及び借主の代表者並びに学識経験のある者のうちから、中央審査会は建設大臣が、地方審査会は都道府県知事がこれを任命する。

6　委員の任期は二年とする。

二、地代家賃統制令を守っている貸主に対し次の保護規定を新設する。

1　固定資産税の課税免除又は不均一課税

統制額を守っている借地又は借家に対する固定資産税については、地方税法第六条の規定を適用し、市町村が自主的に固定資産税を減免することができるものとする。

2　固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

イ、国は、市町村（都の特別区の存する区域に所在する借地又は借家については、都。以下同じ。）が、地方税法第六条の規定により、借地又は借家に対する固定資産税を課さなかった場合又はその固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、毎年度、当該市町村に対し、政令で定める方法によって算定したこれらの措置による当該市町村の当該各年度の減収額に相当する額の統制家賃住宅等所在市町村交付金を交付するものとする。

ロ、前項に定めるもののほか、統制家賃住宅等所在市町村交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

3　住宅金融公庫の資金の貸付け

統制家賃を守っている借家の貸主は、引き続き他人に賃貸するために当該借家を改良し、又は修繕しようとするときは、住宅金融公庫法の定めるところにより、住宅金融公庫から、その改良又は修繕に必要な資金の貸付けを受けることができる。

三、右の改正措置に伴い、住宅金融公庫法その他の関係法律に所要の改正を加える。

1　住宅金融公庫法の一部改正

イ　公庫の業務

公庫は、地代家賃統制令の適用を受ける借地で主務省令で定めるもの（以上「統制家賃住宅」という。）の貸主が、引き続き他人に賃貸するために当該統制家賃住宅を改良し、又は修繕しようとするときは、当該貸主に対し、その改良又は修繕に必要な資金を貸し付けることができる。

ロ　貸付金の利子及び償還期間

貸付金の利子は、年五分五厘とし、その償還期間は、十年（すえおき期間を占む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付けの日から起算して一年以内とする。

2　その他の関係法律の一部改正

自治省設置法、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の関係法律に所要の改正を加える

(2)　住宅基本問題調査会設置に関する基本要綱

（地代家賃統制令を存続させるための対策として）（三六・四・二六）

一、立案の基本方針

㈠　政府は、「地代家賃統制令の一部を改正する法律案」によって、昭和三十七年六月三十日限り、統制令の効力を失わせることとしている。その理由として、

第一に、現在全国的に統制対象となっている借地借家は、全体のそれのうち、借地が約半数、借家が約四割程度で、その比重が少ないこと。

第二に、これらの統制対象となっている借地借家のうち、実際の地代家賃の額が統制額の限度内であるものは、借地が二七％借家が二二％程度であって、統制地代家賃額がほとんど厳守されていないこと、の二つを主な力点として掲げている。

㈡　しかしながら第一点については、比重の多少は相対的なものであり、この程度の借地借家が統制対象となっていることは決して少ないと考えることはできない。これを全国の実数についてみると、借地は総数六一九万件中二九七万件（四八％）、借地は総数五四一万戸（三九％）が統制対象となっている（建設省調）。

第二点については、統制地代家賃額が守られていない理由を考えてみなければならないであろう。すなわち、それは一つには住宅需給の不均衡（現在全国で一五〇万戸以上が不足しているといわれている）という基本的な問題が解決されていないことはもとよりもう一つには統制対象となっているものとそうでないものとの地代家賃額の不均衡が甚だしい（実際の地代家賃額は統制のそれの三―五倍といわれる）ことに基因するとみなければならないであろう。

㈢　また、現実的に守られていないとしても、現在の地代家賃額が不当に高騰する社会的情勢からみて、地代家賃の統制そのものが必要でないということは言えない。すなわち、むしろ現在の地代賃の実勢価格が異常に高い点に力点をおいて、新たに適正な安定措置（適正価格）を考慮すべきである。この際とくに一般物価の高騰はもとより、地主、家主側の企業採算（投下資本に対する適正な利潤の確保）について配慮することにも留意するべきであろう。

㈣　右のように考察してくると、もしも現在統制を撤廃した場合にはどのような結果を生ずるであろうか。まず地主家主の側から地代家賃の値上げが持ち出されることは容易に想像される。借地借家人がこれに応じなければ、地主家主は増額請求権を行使し、

借地借家人は調停または訴訟によってこれに対抗する以外に途はなく、しかも借地借家人に不利なことは先ず明らかである。従って、

(1) 借地借家人の地位の不安定、すなわち、もしも値上げに対して泣き寝入りすれば、住居費が生計費の相当な部分を占めることとなり生活を脅かす。統制撤廃の結果は、現在の自由な地代家賃額程度まで上がると考えられるが、それは生計費のうちの不相当に高い部分を占めることとなる。（戦前の住居費は家計の七―一五％程度であったが、昭和二十五年七月十一日以降の新築家屋の自由家賃額は生計費の二五―五〇％を占めるといわれる。）

(2) 借地借家権保護の無力化、すなわち、もしも泣き寝入りをしないで値上げ分の不払いという態度をとれば、債務不履行による契約解除をうける。このことは、借地借家法の改正による権利保護の強化が考えられている近時の動向に逆行する結果となる。

二、対策

以上のことを総合して勘案すると、借地借家人の地位は、経済的負担が軽減されること、および借地借家権が保護されることの両方が相まって始めて安定するものである。

従って、住宅の需給関係が不均衡であり不相当な自由地代家賃が支払われている今日の状況にあっては、住宅政策と切離して統制撤廃を考えることは不可能である。

今後、公営住宅等の供給による需給関係ならびに地代家賃の適正化（資本に対する適正利潤の確保とコマーシャルベースによる民間貸家経営の可能性をも含めて）が行なわれ、借地借家法の改正による借地借家権の強化が図られる等の条件が満たされた時に始めて統制の完全撤廃が行なわれるべきである。なお、この間においても統制額の修正は、建設省令（地代家賃統制令施行規則第一条）によって法技術的には可能である。

この意味において、一年後に統制令を失効させることは時期尚早であり、住宅政策の推進の度合に応じて漸進的に撤廃に向かうことが妥当と考えられる。

このような見地から、

(1) 統制令の効力を今後住宅政策の逐行によって住宅の需給が安定するまで存続させる。

(2) 完全撤廃に至るまでの漸進的な総合的住宅対策を審議するための調査会を設置する。

右の方策によって本問題の目的を達成しようとするものである。

三、基本要綱

（目的）

第一、住宅問題に関する基本政策を総合的に調査審議し、国民生活の安定を図るため、総理府に、附属機関として、住宅基本問題調査会を置くものとすること。

（所掌事務）

第二、調査会は次に掲げる事項について、調査審議するものとすること。

1 宅地問題の総合計画に関する事項
2 公営、住宅公団、住宅金融公庫、厚生年金資金融資等による住宅ならびにその宅地造成計画の検討に関する事項
3 民間住宅建設の助成（租税特別措置、低利資金の融通等）に関する事項
4 国民所得（所得階層別、地域別等）と地代家賃との均衡化の検討に関する事項
5 借地借家制度問題（借地法借家法の改正その他）の調査に関する事項
6 借地借家関係の紛争処理機構の整備に関する事項
7 外国の土地家屋関係の諸制度の調査に関する事項

（組織）

第三、調査会の委員は次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

1 関係行政機関の職員
2 学識経験のある者
3 借地および借家の借主の代表
4 借地および借家の貸主の代表
5 宅地建物取引業者の代表

（専門調査員）
第四、調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができるものとすること。
（資料の提出等の要求）
第五、調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機の関長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。
（庶務）
第六、調査会の庶務は、建設省住宅局において処理するものとすること。

(3) 地代家賃統制令の問題点（三五・四・七）

第一点　撤廃の理由

（第一問）　なぜ撤廃するか
答　1　適用範囲の縮少（$\frac{1}{3}$）
　　2　現実に守られていない
　　3　老朽家屋の再築妨げる
（第二問）（第一問の答1に対して）　昭和二五年以後、適用範囲が縮少してきたのは、貸家の新築を促進するため、やむをえず縮少したのであり、統制令の必要がなくなったためではない。したがって、公営住宅建設のための財政措置が可能になった現在、貸ビルや店舗を除いた全住宅に、全面的な地代家賃の安定措置をこうずる必要があるのではないか。こういう時期に、統制令を撤廃するのは、おかしいのではないか。
（第三問）（第一問の答2に対して）　借地借家紛争の大半は、地代家賃値上げ問題が、直接または間接に原因となっており、しかも全民事事件の役割をしめている。「現実に守られていない」というが、借地家借人は居住気分の悪化をおそれて、泣き寝いりしているのではないか（たとえば、値上げを受諾しなければ、かならずイザコザがおこり、善良な主婦などは三度の食事もノドを通らなくなる。）
（第四問）（第一問の答3に対して）　現実に守られていないという実例を示せ。
（第五問）（第一問の答2に対して）　地代家賃統制令第十八条によれば、統制額超過の地代家賃の収受は、五年以下の懲戒に処せられると明記されている。これは、かなりの重罪である。「現実に守られていない」という実例を知りながら、建設大臣はどうして違反者を告発しないのか。職務の重大な怠まんではないか。
（第六問）（第一問の答3に対して）　「老朽家屋の再築を妨げる」というが、再築を妨げているのは、地代家賃統制令の問題ではなく借地借家法の欠かんによるのではないか。現行の借地借家法では、朽廃すると借地借家契約が消滅することになっている。このため家屋が朽廃しても、移転先のない借地借家人ががんばることになる。したがって、再築後も従来の借地借家人の居住の継続を保障しさえすれば、再築を妨げることはありえない。

第二点　借地借家法との関係

（第一問）　地代家賃統制令は、借地借家法と規範的に一体制をなしているから、同令を撤廃すると、借地借家法はザル法になると学者は指摘している。この点、法務当局の見解をききたい。
（第二問）　統制令が撤廃されると、地代家賃は「比隣の価格」によって決定されるが（借地法十二条、借家法七条）「比隣の価格」というのは、土地投機に直接影響される不安定な騰貴価格である。借地借家人の居住権は、憲法二

五条によって保障されている基本的人権の一つである。この人権を、土地投機のギセイにしてもかまわないのか。

（第三問）　労働法に最低賃金法あり、農地法に小作料統制の規定あり、消費貸借に利息制限法があり、そうして借地借家法に地代家賃統制令がある。こういうふうに、あたらしい社会立法はすべて「価格法」を必然的に伴なっている。借地借家法についてのみ地代家賃統制令を撤廃するのは、現代法の体系を混乱させることにならないか。

（第四問）　西ドイツは、一九五一年に十カ条におよぶ家賃法を制定し、公営住宅の家賃までもふくめて規制している。いま日本で統制令を撤廃するのは、この点からも、代りの法律を作ってからにすべきではないか。

（第五問）　四月二日の毎日新聞朝刊の家庭らんに、つぎのような記事がでていた。この記事は法律的にまちがっているが、それがどういう点かわかるか。

『……裁判所で値上げ額が妥当か否かを調べ、適正な額を定めてくれますから、それによって、さかのぼって支払えばよいのです』

（第六問）　それは、つぎのようなことだ。地主家主は、値上げの通告をするとき、かならず、『この値上を受諾しないときは、借地借家契約は解除されたものと御承知下さい』という一文をつける。したがって、本訴になって値上げが裁判所でみとめられると、借地借家人は、さかのぼって差額を支払はされるのはもちろんだが、もっと重大なことは、右の一文が同一の裁判であわせてみとめられてしまうことだ。つまり借地借家人は差額を支払った上、借地借家から追い出されてしまうのである。これをさけるのには、借地借家人は、値上げ要求の全額を供託しておくほかはない。そんな供託は、むりである。まことにおそろしい法律制度ではないか。

（第七問）　借地借家法改正要綱案は、昨年五月法務省でまとまったときいているが、どうして政府は、法制審議会に諮問しないのか。

（第八問）　借地借家法の改正要綱案は、幾分でも借地借家人の権利強化を目的としているものである。それなのに、他方で地代家賃統制令を撤廃して借地借家人の権利を弱化するのは、政策上の矛盾ではないのか。

（第九問）　統制令が撤廃されたとき、地代家賃の値上りにどういう措置を考えているか。現行統制令では、各都道府県に地代家賃審議会をおくことになっているが、実情を説明せよ。

（第十問）　どうして各自治体を指導しないのか。そんなことでは「指導価格」などどこまで現実性があるのか、わからないではないか。

第三点　予算措置について

（第一問）　現在、民事裁判官は、平均一人で一〇〇件をかかえ、その中の五〇件は借地借家事件である。この五〇件のうち、地代家賃の値上げ問題がからんでいるのは、およそ内わにみても三〇件である。ところで、一〇〇件のうちじっさいに判決を書くのは三件ぐらいで、あとの九件は和解や調停で解決している。ところが、統制令が撤廃されると、紛争が深刻になり、地代家賃問題のからむ右の三〇件の五分の一、つまり六件が判決を要求したとするだけでも、現在の判決件数の二倍となる。つまり、現在の三倍の民事裁判の人的および物的機構を必要とすることになる。ぼう大な予算が必要になるわけだが、これを考えているか。

（第二問）　情報によると、ある借地借家人の団体では、統制令の撤廃にそなえて、白紙の訴訟委任状を大量に集め、法廷における対決を準備しているとのことである。そうなると、全国の裁判所でいっせいに値上げ反対訴訟がおこ

り、裁判所の機能が長期にわたってマヒする危険がある。このさい、地代家賃法を制定すべきではないか。

第四点　横暴な借地借家人について

（第一問）　横暴な借地借家人は、法律上存在しえない。つまり、民法の債務不履行の規定によって、とうぜんに借地借家契約が解除できるのである。これ以上の法的措置は、刑法以外にはありえない。むしろ横暴といわれるのは、地主家主が挑発したのが原因のほうがほとんどである。

二、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案（三六・三・八）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、債務の弁済が著しく困難な土地改良区につき、その財政の再建のため必要な援助措置を行うことによりその業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（再建整備計画）

第二条　債務の弁済が著しく困難な土地改良区は、再建整備計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2　前項の申請は、昭和三十八年三月三十一日までにしなければならない。

3　第一項の規定による都道府県知事の認定は、農林省令で定める基準に従って行なわなければならない。

4　再建整備計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　財政運営の現況及び債務の償還計画

二　農林漁業金融公庫又は農林中央金庫から受けることを必要とする援助の内容

三　事業の実施に必要な資金の調達方法

四　業務執行の体制を改善するための措置

五　事業の実施に関する事項

5　土地改良区が第一項の規定により再建整備計画を作成するには、その組合員の三分の二以上が出席する総会（総代会が設けられている場合には、その総代の三分の二以上が出席する総代会）においてその議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

6　都道府県知事は、第一項の規定による認定をする場合には、農林漁業金融公庫又は農林中央金庫の意見を聞かなければならない。

（貸付条件の緩和等）

第三条　農林漁業金融公庫は、前条の規定によりその再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対し、当該再建整備計画の達成のため必要な資金の貸付け又は既に貸し付けた資金に係る償還期限の延長、利子の減免その他の貸付条件の変更をするものとする。

2　前項の規定による償還期限の延長は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の定める償還期限をこえて十年を限り、これを行なうことができる。

3　第一項の規定による資金の貸付け又は貸付条件の変更は、当該土地改良区の申請により行うものとする。

（都道府県知事の指導）

第四条　都道府県知事は、土地改良区に対し、再建整備計画の作成及び実施につき必要な指導を行うものとする。

（助成措置）

第五条　国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、第一号に掲げる経費についてはその三

分の二を、第二号に掲げる経費についてはその全部を補助するものとす。

一、第二条第一項の規定によりその再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対してその再建整備計画の達成のため債権の利息を減免した農林中央金庫に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二、前号の土地改良区に対しその再建整備計画の達成のため必要とする事務費の全部又は一部に相当する金額を都郎府県が補助する場合における当該補助に要する経費

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

三、水産物の価格の安定等に関する法律案要綱（三六・四・一五）

第一　目　的

この法律は、漁獲が時期的又は地域的に集中して行なわれるためその価格が著しく低落することのある多獲性大衆魚を採捕する中小漁業者に対し、その採捕に係る多獲性大衆魚の価格の低落による所得の減少を補償するとともに、多獲性大衆魚及びこれに係る製品の価格の安定を図るための措置を講じ、もって当該漁業の経営と国民の食生活の安定に資することを目的とする。

第二　定　義

この法律で、「多獲性大衆魚」とは、漁獲が時期的又は地域的に集中して行なわれるためその価格が著しく低落することのある多獲性の水産動物で、あじ、さば、さんま、いわし、するめいかその他政令で定めるものをいう。

第三　保証価格

農林大臣は、毎年、政令で定める期日までに、多獲性大衆魚の種類ごとに保証価格を定めなければならない。

2　多獲性大衆魚の保証価格は、政令で定めるところにより、生産費を基準とし、需給事情その他の経済事情を参しゃくして定める。

3　農林大臣は、多獲性大衆魚の保証価格を定めるには、あらかじめ、水産物価格安定審議会の意見を聞かなければならない。

4　農林大臣は、多獲性大衆魚の保証価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5　農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、多獲性大衆魚の保証価格を改定することができる。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第四　標準販売数量

農林大臣は、都道府県の区域をこえる区域を地区とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合」という。）の申請に基づき、都道府県知事はその他の組合の申請に基づき、毎年、政令で定める期日までに、政令で定める基準に従い、それぞれの組合につき、多獲性大衆魚の種類ごとの標準販売数量を決定する。

2　前項の基準は、漁船及び漁具について当該多獲性大衆魚の生産能力に応じて定める。

3　第一項の申請をする場合には、その組合がその組合員又は所属員からこれらの者が採捕した当該多獲性大衆魚の全部の販売の委託を受けたことを証する書面その他農林省令で定める事項を記載した書類を提出しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により標準販売数量を決定した場合には、その組合にその標準販売数量を通知するとともに、その組合の名称、住所及び標準販売数量を農林大臣に報告しなければならない。

5　農林大臣は、第一項の規定により標準販売数量を通知するとともに、その組合の名称及び住所を告示しなければならない。

第五　組合に対する交附金の交附

政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第四の規定により、多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合に対し、その組合が政令で定める期間内に農林大臣の指定する市場において販売した当該多獲性大衆魚の平均販売価格が第三の規定により農林大臣が定めた当該多獲性大衆魚の保証価格に達しない場合には、その差額に第四の規定により農林大臣又は都道府県知事が定めたその組合の標準販売数量（その組合が販売した多獲性大衆魚の数量がその組合の標準販売数量に達しない場合には、その販売数量）を乗じて得た額に相当する金額を交附する。

第六　指定市場において販売すべき義務

第四第一項の規定による多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合は、その組合が自ら採捕した当該多獲性大衆魚並びにその組合員及びその所属員から販売の委託を受けた当該多獲性大衆魚を、農林省令で定めるところにより、指定市場において販売しなければならない。

この規定に違反した場合に対しては、政府は第五の規定による交附金の全部若しくは一部を交附せず、又は当該組合から既に交附した交附金の全部又は一部を返還させることができる。

第七　輸入魚かすの売渡の指示

農林大臣は、多獲性大衆魚を原料として製造する魚かすの価格が著しく低落し又は低落するおそれがある場合において、その価格を安定させるため特に必要があると認めるときは、水産物価格安定審議会の意見を聞いて、輸入魚かすの輸入業者又は販売業者に対し、その輸入に係る魚かすを水産物購買販売事業事業団に売り渡すべきことを指示することができる。

第八　水産物価格安定審議会

水産庁に、水産物価格安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、農林大臣の諮問に応じ、多獲性大衆魚等の価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項の前項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員二十人以内で組織するものとし、多獲性大衆魚等に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

5　委員は非常勤とする。

6　審議会に専門委員を置くことができる。

第九　水産物購買販売事業団

（一）目　的

水産物購買販売事業団（以下「事業団」という。）は、漁業経営の安定に資するため、多獲性大衆魚及びこれを加工し又はこれを原料として製造した製品の買入れ、保管及び売渡等の事業を行い、もって適正な水産物価格水準の実現を図ることを目的とする。

（二）資本金

事業団の資本金は、政府の出資金二〇億円と㈢に掲げる者が出資する金額との合計額とする。

2　事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

（三）出　資

次の各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

一　都道府県

二　水産業協同組合（漁業生産組合を除く。以下同じ。）

三　水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協合組合

2　前項に規定する者についての出資一口の

金額は十万円とする。

3　政府の出資額とその他の者の出資額の比率は五対一とする。

(四)　業　務

事業団は、㈠に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　多獲性大衆魚及びこれに加工し、又はこれを原料として造製した製品（以下「多獲性大衆魚等」という。）の買入れ及び交換

二　多獲性大衆魚の加工又はこれを原料とする製品の製造並びに売渡し

三　多獲性大衆魚の保管

四　出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多獲性大衆魚を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管及び販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行なった場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交附すること。

五　多獲性大衆魚等の需要の増進に関する業務

六　前各号の業務に附帯する業務

(五)　監　督

事業団は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

以上

四、失業保険法の一部を改正する法律案要綱

(改正要点)

一、一般失業保険

(イ)　失業保険の支給について、給付期間を三年（現行一年）に延長する。

(ロ)　失業保険の給付日数を次のとおり延長する。

Ⅰ　離職の日まで同一事業主に継続して三年以上雇用されたもの……七三〇日

Ⅱ　一年六ヵ月以上三年未満のもの……三六五日

Ⅲ　一〇ヵ月以上一年六ヵ月未満のもの……一八〇日

Ⅳ　同じく一〇ヵ月未満のもの……九〇日

現行法　一〇年以上のもの……二七〇日

五年以上一〇年未満のもの……二一〇日

一年以上五年未満のもの……一八〇日

一年未満のもの……九〇日

(ハ)　失業保険の日額は、被保険者の賃金日額四八〇円以下のものに百分の八十、四八〇円以上のものに百分の六十を乗じて得た額の合計額（現行法は賃金日額の六割）とし、この最高額を千円とする（現行法三百円）

(ニ)　国庫負担を三分の一とする（現行四分の一）

二、日雇失業保険

(イ)　日雇失業保険金日額を次の通り引上げる

第一級　三五〇円（現行二〇〇円）

第二級　二六〇円（現行一四〇円）

(ロ)　日雇失業保険料日額を次の通り改正する

賃金日額四五〇円以上の場合、第一級一四円（現行　二八〇円以上　一〇円）

賃金日額四五〇円未満の場合、第二級一〇円（現行　二八〇円未満　六円）

(ハ)　受給資格の調整制度を改善する

現行制度においては日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合には、離職の日の属する月の前二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとしているが、これを翌月に離職した場合に限らず、その者が当該同一事業主に引き続き雇用された後に離職した場合においては、当該二月の各月を一般失業保険の被保険者期間として計算することができる

（三者対照表）

	現行	政府改正案	社会党改正案
（一般失業保険）給付期間	一年	一年	三年
給付日数	十年以上……二七〇日 五年以上十年未満…二一〇日 一年以上五年未満…一八〇日 一年未満……九〇日	現行法通り	三年以上……七三〇日 一年六カ月以上三年未満三六〇日 十カ月以上一年六カ月未満……一八〇日 十カ月未満……九〇日
給付日額	賃金日額の六〇％	現行通り	賃金日額の四五〇円まで……八〇％ 四八〇円をこえる部分…六〇％
最高	三百円		最高……千円
国庫負担	四分の一	現行通り	三分の一
（日雇失業保険）給付日額	第一級……二〇〇円 第二級……一四〇〇円	（新）第一級……三三〇円 第二級……二四〇〇円 第三級……一七〇〇円	第一級……三五〇〇円 第二級……二六〇〇円
保険料	一級（一八〇〇円以上）…一〇円 二級（一八〇〇円未満）……六円	（新）一級（四八〇〇円以上）…一六円 二級（二八〇〇円以上）…一二円 三級（二八〇〇円未満）……六円	一級（四五〇〇円以上）……一四円 二級（四五〇〇円未満）……一〇円
受給資格の調整	二月の各月において十八日以上同一事業所に雇用、その翌月は当該二月の各月を一般失保者期間とする。 離職場の場合、離職の月前二月を一般失保者期間とする。	その翌月に限らず離職した場合	
制度		政府改正案と同じ	

五、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案要綱（三六・三・二八）

○改正の要点

1　療養の給付及び家族療養費の支給について、給付期間を三年（現行一年）に延長する。

2　傷病手当金の支給期間を一八〇日（現行一四日）に延長し、また支給日額を次のとおり引き上げる。

第一級　三三〇円（現行二〇〇円）
第二級　二四〇円（現行一四〇円）

被扶養者のないものが病院、診療所に収容された場合

第一級　二二〇円（現行一三〇円）
第二級　一六〇円（現行　九〇円）

3　分べん費を六、〇〇〇円（現行二、〇〇〇円）に、配偶者分べん費を三、〇〇〇円（現行一、〇〇〇円）に引き上げる。

4　出産手当金の支給期間は、分べんの日以前四二日、以後四二日（現行分べんの日以後二一日）に延長し、支給日額は傷病手当金に準ずる。

5　家族療養費の額のうち、結核性疾病もしくは精神障害又はこれによって発した疾病もしくは負傷に係る療養については七割給付（現行は一律五割）とする。

6　日雇労働者がはじめて被保険者となった当初の二カ月について、当該被保険者（本人）及びその被扶養者（家族）の疾病又は負傷に対しては、本人一〇割、家族五割の医療給付をおこなう。

後者のうち、結核、精神病については5に準じて七割給付とする。

7　日雇労働者をもって組織する労働組合（五人以上）の組合員は、厚生大臣の認可を得て日雇労働者健康保険の被保険者となることができる。

8　給付費に対する国庫負担率を五割（現行三割）に引きあげる。

（三者対照表）

	現行	政府改正案	社会党改正案
療養給付および家族療養費の給付期間	一年	二年	三年
保険料	賃金日額を基準とし1級（二八〇円以上）…二〇円 2級（〃未満）…一八円	(新)1級（四八〇円以上）…三〇円 2級（二八〇円以上）…二〇円 3級（〃未満）…一八円	賃金日額の基準を四八〇円として1級（四八〇円以上）…二〇円 2級（〃未満）…一八円
傷病手当金の支給期間	一四日	二一日	一八〇日
傷病手当金の支給日額	1級……二〇〇円 2級……一四〇円	(新)1級……三三〇円 2級……二四〇円 3級……一七〇円	1級……三三〇円 2級……二四〇円
右（病院、診療所収容の場合）	1級……一三〇円 2級……九〇円	(新)1級……二二〇円 2級……一六〇円 3級……一一〇円	1級……二二〇円 2級……一六〇円
分べん費	本人……二、〇〇〇円 配偶者……一、〇〇〇円	本人……四、〇〇〇円 配偶者……二、〇〇〇円	本人……六、〇〇〇円 配偶者……三、〇〇〇円
出産手当金の支給期間	分べんの日以後二一日	現行どおり	分べんの日以前及び以後それぞれ四二日 計八四日
出産手当金の給日額	傷病手当金の支給日額に準ずる		
特別療養費	二カ月の待機期間中医療の給付はない	上の期間中は本人、家族にそれぞれ五割の医療給付	上の期間中も本人一〇割、家族五割
結核、精神病の場合	一般疾病と同じ	一般疾病と同じ	家族療養費七割給付とする（特別療養費も含む）
認可組合にたいする擬制適用	行政運用	同上	認可された労働組合（五人以上）の組合員は、日雇健保の被保険者となることができる。
国庫負担率給付費の三割	三割五分	五割	

六、昭和三十六年度地方税制改革要綱（三六・三・二九）

政府の昭和三十六年度地方税制改正の方向は、わが党の年来の主張の一部をもどり入れたり表面地方税制の自主性の強化を謳ったりしてはいるが、発表された地方税法改正法案をみると、

一、大企業には法人税や租税特別措置法において大きく与えた軽減措置をそのまま地方税にもちこみ、他方、所得税法で講じられた個人所得に対するささやかな控除の増は地方税で拒否しあるいは適用時期をずらしていること。

二、成案で外部圧力にさらされ続け、そのため与党内部も紛糾してまとまりがつかず、とくに遊興飲食税の決定までの経緯について一般国民のまゆをしかめさせるものがあった、これが法案の国会提出を著しくおくらせ、地方財政に約二カ月の空白を生ぜしめることとなったこと。

三、固定資産税の軽減特例や電気ガス税の非課税品目の整理等の根本問題には全く手がつけられていないこと。

すなわち、地方自治を財源の上から中央政治にしばりつけ、独占資本にすら追従奉仕させ、地方財政を相変らずの貧弱さのまま放置するだけにとどまらず、国税の中の不合理や矛盾を地方税の中に一層拡大し引き入れてい

るものといえるだろう。

今日の地方税制の問題の解決は、いろいろな意味で、限られたわくの中では全く不可能な段階に来ている。国税地方税を通ずる税源の再配分(もとより行政事務の再配分が前提)まで行きつかなくては、抜本的な解決をみるわけにはいかないであろう。この困難ではあるが最も重要な課題にわれわれは取り組まなければならない。

今の時点における地方税制改革の重点目標は次の二つで、これが同時に満足させられなければならない。

一、地方行政水準向上のための自主財源の充実。

二、住民負担の均衡、とくに大衆負担の軽減

右の目標の達成のために、

一、まだ多い税外負担の解消。

二、法定外普通税の整理と超過課税の標準率(又は準拠率)への近づけ。

三、地方交付税の総額の増額と貧弱団体への強い傾斜配分。

四、後進地域開発に対する国庫負担の増額。

五、基地、国有林等に関する交付金その他筋の通った各種助成金の増額。

党は、これらの施策の実施にあわせ、以下のような各税目にわたる具体的な改革案を提示して政府自民党のそれと対置し、これを推進するものである。

一、住民税

○基本方針

イ、個人住民税課税方式の統一

従来五種類あった市町村民税所得割の課税方式は、原則として第二本文方式に統一することとするが、貧弱町村の財政事情から当分の間同ただし書方式を残置することを認める。しかし課税方式切替えのため従来より増税となることは許されない。道府県民所得割についても同様とする。

ロ、個人住民税の減税に重点

政府案が法人減税に大きくかた寄り個人所得割をほとんど引き下げていないことに対し、党案は当然所得割減税に重点をおく。すなわち、所得金額の計算、所得控除(とくに配偶者、扶養親族および基礎三控除の増額)、税率(累進強化)および税額控除を、低所得階層に手厚い配慮を行なっている党の所得税改正案の程度まで地方財政事情を考慮しつつ近づけることを目標とし(政府案ではそれどころか本年度の所得税軽減措置すら無視し昨年度所得税の例によっている)、当面は少なくとも「給与所得控除の引き上げ」および「事業専従者控除の拡大」を織りこむものとする。

ハ、法人税割税率の調整

国税において大企業偏重の法人税法や租税特別措置法その他関係法令の党の改正案が実現すれば、法人税額は三十六年度政府予算五、七八二億円に対し党案では七、四〇〇億円に達するため、その場合は住民税法人税割の伸びが著しいが、これに到る過度的な措置としては、個人住民税との均衡を考慮し、法人税割の税率の引き上げを行なう。

ニ、均等割は個人を引き下げ、法人を引き上げる。

均等割は、個人住民税については引き下げ、法人住民税については引き上げる方向で措置する。

ホ、税率統一を推進

実際に行なわれている市町村民税課税がとくに財政力の弱い市町村において重くなっておりかつ市町村間で極端な不均衡を生じているのは、課税方式の問題と共に準拠税率によらず極めて高率の課率を条例でまちまちに定めていることにあるので、準拠率採用の方向を推進しなければならない。なおこれにあわせて財政補填調整措置を強化することが必要である。

○当面の対策

㈠ 個人の市町村民税

(1) 均等割について、条例による軽減措置を認める。

(2) 所得金額の計算のうち事業専従者控除が青色申告者については八万円であるが、白色申告者については五万円であるのを七万円に引き上げる。(△五二億円)

(3) 給与所得の控除は、政府案と同じく現

行より一万円引き上げる。（△二七億円）
ただし書方式の場合は、右の控除の上にさらに給与収入額の七%、限度五万円（現行は五%、限度二万円）を控除する。（△九億円）

(4) 「妻の座」を認める意味で、扶養親族控除から分離させ配偶者控除八万円を設ける（政府案の扶養親族控除一人月七万円）。（△二四億円）

㈡ 法人の市町村民税

(1) 均等割をおおむね五割引き上げる。

（市町村人口）	（標準税率）	（制限税率）
五〇万人以上	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円
五万人～五〇万人	三、〇〇〇円	四、五〇〇円
その他	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円

（増七億円）

(2) 租税特別措置の約五割を復元することとし、法人税割の税率を改める。

標準税率	九・〇%（現行八・一%）
制限税率	一〇・八%（現行九・七%）

（増五四億円）

(3) 公益法人、社会福祉法人又は農協や労金等は、現行のとおり課税対象から除く（政府案では課税により一億円増）。

㈢ 個人の道府県民税

所得割につき、個人の市町村民税本文方と同様の軽減措置を行なう。（△一二億円）

㈣ 法人の道府県民税

(1) 均等割を一、〇〇〇円とする。（増二億円）

(2) 法人税割は、市町村民税法人税割に準じ税率を改める。

標準税率	五・九%（現行五・四%）
制限税率	七・一%（現行六・五%）

（増三六億円）

二、事業税

○基本方針

イ、個人事業税の段階的廃止

個人事業税は段階的に廃止することとし、事業主控除および事業専従者控除を漸次引き上げる。

ロ、法人事業税率の調整

党案による租税特別措置の廃止合理化をふくむ法人税改正を前提として法人事業税を計算すれば一四六億円の増収となるが（政府案では逆に四九億円減）、右の措置が実施されるまでの段階においては、右の方向において上に高く下に低く税率の調整を行なう。

○当面の対策

(1) 個人事業税の事業主控除（基礎控除）政府案二〇万円を三〇円に引き上げる。（△六六億円）

(2) 同じく事業専従者控除を白色申告者について七万円（政府案五万円）とする。（△二八億円）

(3) 政府案が廃止しようとしている非出資農業協同組合、生活協同組合その他に対する非課税や課税標準の特例を現行のとおり存続する。（政府案では二億円増）

(4) 法人事業税の標準税率を次のように改める。

特別法人	所得のうち年五〇万円以下の金額の六%（現行 七%）
	同五〇万円をこえる金額および清算所得の七%（現行 八%）
その他の法人	所得のうち年五〇万円以下の金額の六%（現行 七%）
	同五〇万円超一〇〇万円以下の金額の七%（現行 八%）
	同一〇〇万円超二〇〇万円以下の金額の九%（現行一〇%）
	同二〇〇万円超五〇〇万円以下の金額の一二%（現行一二%）
	同五〇〇万円超の金額および清算所得の一三%（現行一二%）

三、娯楽施設利用税

○基本方針

ゴルフ場に関する娯楽施設利用税を国税に移し、課率の大幅引き上げと補促の正確化を図り、その徴収額の一部を地方譲与税とする。この措置が行なわれるまでの間、現行税率を引き上げ、その一部を市町村に交付することとする。

○当面の対策

ゴルフ場の利用に対する標準税率を一人一

日一、〇〇〇円（政府案は二〇〇円を四〇〇円に引き上げ）に改め、都道府県は徴収額の半額をゴルフ場所在市町村に交付することとする。（増九〇億円）

四、遊興飲食税

政府案において大衆的飲食宿泊に対する免税点引き上げの従来からの党の主張は通ったが（飲食三〇〇円を五〇〇円、チケット制一五〇円を二五〇円に、宿泊八〇〇円を一、〇〇〇円に）、外人客に対する非課税は即時やめる。

五、自動車税

貨物自動車は自家用と営業用とで標準税率に差があるのを政府案は高い方に統一しているが、増税を避ける意味でそれぞれ低い方への統一に改め、トラック一四、〇〇〇円（政府案一五、〇〇〇円）、三輪の小型自動車三、三〇〇円（政府案三、八〇〇円）とする。（△一一億円）

六、固定資産税

○基本方針

イ、課税負担の公平化

大企業の利益を図り税負担公平の原則に反する固定資産税軽減特例を漸次廃止する。これを直ちに実現できないときは、農林漁業等に関する固定資産税を引き下げ大企業との間の均衡化をはかる。

ロ、資産評価の適正化

固定資産評価制度の改正については、例えば農地には現行の収益還元方式を堅持するなど極力大衆負担の増加とならぬよう措置すると共に、現在評価の低いゴルフ場、庭園等に対しても合理的な評価ができるよう、適正評価方式を確立するものとする。

ハ、本年評価替えの値上げ手控え

なお、評価基準年度である本年の評価替えについては、国税地方税を通ずる減税の一般的な方向に逆立ちした増税となったり、物価値上げムードのなかで地代家賃等の値上げにつながったりすることがないよう、慎重な措置を講ずるものとする。

○当面の対策

(1) 課税標準の特例等の措置をさし当たり二〇%復元して課税する。（増三三億円）

(2) 田畑の課税標準を三分の二の額、漁船の課税標準を二分の一の額とする。（△七〇億円）

(3) ゴルフ場の芝、庭園等の休閑地その他これに類する資産に対し高率課税ができるよう制限税率を七%（現行二・一%）に引き上げる。

七、軽自動車税

現行のとおり一、五〇〇円に据え置く（政府案では最高三、〇〇〇円までに引き上げ二億円増）

八、電気ガス税

○基本方針

この税の実態は、電気およびガスの大企業における使用には課税せず、大衆消費に対する課税にかたよっていることに問題があるが、他面市町村の有力な自主財源となっていることをもあわせて考慮し、次の目標で改正を行なう。

イ、非課税範囲を段階的に制限し廃止する。

ロ、大衆消費課税を縮減し将来廃止する。

○当面の修正点

(1) 非課税とされている品目に関し使用される電気料に対し当面二%の税率で付課する。（増二九億円）

(2) 一ヶ月料金三〇〇円の基礎控除を設ける（政府案は免税点三〇〇円）（△七三億円）

(3) 市町村長の指定する街灯の電気料金については免税（同時に料金引き下げの措置を講ずる。

九、軽油引取税

増税を行なわない（政府案では一キロリットル一二、五〇〇円に引き上げ、四四億円増）

十、消防施設税

数年来の党の主張の実現を期する。（増一六億円）

(1) 道府県税の目的税とし、道府県が市町村

における消防の費用にあてる財源を交付するため設ける。

(2) 納税義務者は、民営損害保険会社（農業共済、火災共済等の共済事業を除く）とし、その道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は三%とする。

(3) 徴収は申告納付の方法による。

(4) 道府県の市町村別配分は、市町村の人口、家屋床面積等を基準として行なう。

十一、施行期日

すべて昭和三十六年度から施行するものとする（政府案では適用を一年延ばしているものが多い）。

昭和三十六年度地方税制改革の要点

一、政府地方税法改正法案への批判

1 法人には相当の減税をしているが、個人所得に対する軽減措置はほとんどないこと。

2 成案までの間、与党内部で醜い粉糾が続き提案が著しくおくれたこと。

3 税制の根本問題についての態度が明かでないこと。

二、党案の特徴

1 住民の大負衆担の軽減（△四五七億円、政府案△一三〇億、＋五一億）

イ、白色申告者の事業専従者控除を認める（住民税・事業税を通し青色八万円に対し白色五万円）。

ロ、住民税給与所得控除は政府案の控除のほかにただし書方式の場合、七%限度五万円を控除。

ハ、配偶者控除の新設（八万円）

ニ、中小法人および特別法人に対する事業税の税率引き下げ。なお、農協、生協等に対する住民税事業税の特例は存置。

ホ、農地および漁船の固定資産課税標準の引き下げ（三分の二および二分の一に）

ヘ、自動車税、軽自動車税および軽油引取税の増税をしない。

ト、大衆的飲食宿泊に対する遊興飲食税の軽減については政府案通りとするが外人客に対する非課税は即時停止。電気ガス税は、政府案の免税点三〇〇円では、電化普及の現況にそぐわず、ことにガスについては実効がないので、基礎控除三〇〇円とする。

2 特権的な免減税の復元と地方自主財源の充実（＋四〇〇億円、政府案△一〇八億＋五四億円）

イ、租税特別措置による大企業の特権的な法人税の軽減を合理化又は廃止すれば当然地方税の増収となるべき額の約五割を復元する（住民税の法人税割の税率および事業税の所得五〇〇万円以上の税率引き上げ）

ロ、固定資産税および電気ガス税の大企業に対する減免措置の二割を復元する。

ハ、ゴルフ場の利用税を一、〇〇〇円とし、その半額を市町村に交付する。

ニ、損保会社負担による消防施設税の創設。

三、参考事項

1 適用時期は、政府案は相当部分三十七年度からであるが、党案は新年度から直ちに実施することを主張する。

2 富裕団体にはまだ減税の余裕はあるが、貧弱団体ではどうにもならないところまで来ている。国・地方を通ずる根本的な税制改正に取り組まねばならない。

3 差引増減は党案では五七億円の減で、政府案一八二億円減に比し一二五億円少なくてすみ、それだけ地方財源が地財計画の線より増加することになるが、さらに地方行政水準引き上げのため地方交付税を国税三税の三〇%（現行二八・八%）まで引き上げる措置を講ずると共に、その傾斜交付を強力に行う。

4　今次国会にて、この党案により改正法案または修正案を提出しこの実現に努力する。

地方税制改正に関する社会党案政府案の内容比較による増減額調

（単位億円　端数整理　財源最終帰属を記載）

		大衆負担の軽減(△)増額(＋)		特権的軽減措置の廃止(＋)拡大(△)		差引増減額	
		社会党案	政府案	社会党案	政府案	社会党案	政府案
市町村税	個人市町村民税	△ 115	△ 31	＋ 5	＋ 4	△ 111	△ 27
	法人市町村民税	―	＋ 2	＋ 61	＋ 10 △ 42	61	△ 31
	固定資産税	△ 70	―	＋ 33	△ 17	△ 37	△ 17
	軽自動車税	―	＋ 2	―	―	―	＋ 2
	電気ガス税	△ 73	△ 24	＋ 29	△ 3	△ 44	△ 26
	消防施設税(交付)	―	―	＋ 16	―	＋ 16	―
	娯楽施設利用税(ゴルフ場交付金)	―	―	＋ 50	―	＋ 50	―
	計	△ 258	＋ 4 △ 55	＋ 193	＋ 14 △ 62	△ 65	△ 99
道府県税	個人府県民税	△ 22	△ 10	＋ 2	＋ 2	△ 20	△ 8
	法人府県民税	―	＋ 1	＋ 38	＋ 7 △ 28	＋ 38	△ 20
	個人事業税	△ 94	△ 21	―	―	△ 94	△ 21
	法人事業税	△ 28	＋ 2	＋ 123	＋ 29 △ 80	＋ 95	△ 49
	娯楽施設利用税	△ 2	△ 2	＋ 40	＋ 12	＋ 38	＋ 9
	遊興飲食税	△ 42	△ 42	＋ 4	＋ 4	△ 38	△ 38
	自動車税	△ 11	＋ 0.3	―	―	△ 11	―
	軽油引取税	―	＋ 44	―	―	―	＋ 44
	計	△ 199	＋ 47 △ 75	＋ 207	＋ 54 △ 108	＋ 8	△ 83
合計		△ 457	＋ 51 △ 130	＋ 400	＋ 68 △ 170	△ 57	△ 182

備考　36年度地方税総額見込は7,619億円で　歳入1兆9,126億円の40%。
35年度税収6,230億円に比較すれば1,389億円22%増。

附　税制改革要綱における
入場税の減税について（三六・四・二八）

わが国文化の発展に重大な影響を持つ演劇、音楽、映画などは、高率の入場税によりその健全な発展が阻害されている現状である。イギリスにおいては撤廃、アメリカにおいては演劇は非課税、映画は一九五〇年に比較し現在三分の一と大幅減税、イタリーにおいては目的税として課税しこれを製作諸経費にことごとく還元、フランス、スエーデン、ソビエットにおいてはオペラには逆に国家補助を与える等の諸施策を講じているのである。このような情勢のなかで、ひとりわが国のみ文化の進展に逆行するが如き入場料に対する高率課税は、早急に改変すべき特異な事例というべきである。よってわが党は、文化の進展を期し、これを大衆のものとするため、昭和三十七年度より、次の通り、入場税の免税点引きあげと、税率の緩和をはかることにより大幅に減税する。減税規模は、従来の入場税収入の八〇%に及ぶ大削減である。

記

一、映画については、入場料金が一人一回について二百円以下であるときは免税し、二百円をこえるときは、入場料金の二〇%の税率により課する。（現行―免税点二十円、税率七十円以下一〇%、七十円超百円まで二〇%、百円超三〇%）

二、演劇、演芸、音楽、舞踊、能楽（もしくは雅楽、文楽）およびこれに類するもの、営業を目的としないスポーツ（アマチュア、スポーツ）については、入場料金が一人一回について五百円以下であるときは免税し、五百円をこえるときは、入場料料金の一〇%の税率により課する。（現行―免税点百円。税率百円超三百円まで二〇%、三百円超三〇%）

三、営業を目的とするスポーツ（プロ・スポー

ツ）については、入場料金が一人一回について二百円以下であるときは免税し、二百円をこえるときは二〇％の税率により課する。（現行―映画に同じ）

四、その他の第一種の場所（見せ物、花火等）については、入場料金が二百円以下であるときは免税する。ただし、競馬場、競輪場およびこれに類する場所への入場税は現行通りとする。（現行―映画に同じ。）

五、第二種の場所（展覧会場、博覧会場、遊園地）への入場については、入場税を課さないこととする。（現行―免税点二十円税率一〇％）

以　上

七、産炭地域の振興に関する臨時措置法案要綱

第一　総　則

一、目的

この法律は、多数の失業者が発生しており、又は発生するおそれのある産炭地域における産業の開発を促進して雇用の増大と石炭の需要の安定的拡大とを図り、もって地方経済の発展に資することを目的とする。

二、振興地域の指定

通産大臣は、産炭地域振興審議会の議を経て、多数の失業者が発生しており、または発生するおそれのある産炭地域のうち、産業の開発を促進することを必要とする地域を、振興地域として指定する。

三、産炭地域振興基本計画及び実施計画

主務大臣は、産炭地域振興審議会の意見を聞いて、産炭地域振興基本計画及び振興地域ごとに産炭地域振興実施計画を定めなければならない。

基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 振興地域の振興に関する基本方針
(2) 振興地域において振興すべき産業に関する事項
(3) 振興地域における産業の振興のため必要な立地条件の整備に関する事項
(4) 振興地域における石炭の需要の拡大に関する事項
(5) 振興地域における産業の振興による雇用の増大に関する事項
(6) 振興地域において産業労働者が農業に転換する場合の措置に関する事項
(7) その他振興地域の振興に関する重要事項

四、調査

通商産業大臣は、基本計画及び実施計画の作成並びにこれらの実施に関し必要な事項についての調査を行なうものとする。

第二　助　成

一、用地の確保

(1) 国及び地方公共団体は、振興地域内の産業の開発に寄与すると認められる製造の事業の用に供する施設の建設に必要な土地を、当該製造の事業を経営しようとする者に対しあっせんするものとする。

(2) 石産鉱業合理化事業団は、その所有し、又は使用する土地又は鉱業施設について、産炭地域振興公団からその業務の用に供するために譲度又は貸付けを求められたときは、振興地域内の産業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(3) 国の行政機関の長又は道県知事は、振興地域内の土地を産業関連施設の用に供するため農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該振興地域内の産業の開発が促進されるよう配慮する。

二、建築補助

国は、振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設しようとする者がある場合において、当該新設又は増設により、当該振興地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、その者に対し、当該新設又は増設に伴い新たに建築する

こととなる工事用の建物について、予算の範囲内で、その建築に要する経費の一部を補助することができる。

三、施設の整備の促進

国及び地方公共団体は、振興地域内の産業の開発を促進するために必要な工場用地、電力施設、道路、港湾施設、工業用水道、通信施設、運輸施設及び振興地域内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。

四、資金の確保等

国は、実施計画に定める振興のために必要な事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通及びあっせんその他資金の確保に務めなければならない。

五、減価償却の特例

振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該振興地域内における用雇の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建築した機械及び装置並びに工場用の建物については、特別償却を行なうことができる。

六、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地方公共団体が、振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業に係る機械及び装置、工業用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、国は、当該減収額に相当する金額を当該地方公共団体に対し交付する。

七、農業転換者に対する措置

政府は、振興地域内において鉱工業に従事していた者が実施計画で定める内容にそって農業に転換する場合には、開拓者資金融通法に規定する資金の貸付けについては、優先的に取り扱うよう配慮しなければならない。

第三　産炭地域振興審議会

(1) 総理府に、産炭地域振興審議会を置く。審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、産炭地域の振興に関する重要事項を調査審議する。

(2) 委員は、五十人以内で組織し、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(3) 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第四　産炭地域振興公団

一、公団の目的

産炭地域振興公団は、通商産業大臣の定める実施計画に基づいて、振興地域内の産業の開発を促進するために必要な土地の確保及び産業関連施設の整備等に関する事業を行なうことを目的とする。

二、業務の範囲

公団は、次の業務を行なう。

(1) 振興地域内の産業の開発を促進するために必要な用地の造成、取得、譲渡及び貸付けその他の管理を行なうこと。

(2) 工業用水道及び運輸施設その他産業関連施設を整備し、及び管理すること。

(3) 低品位炭による発電施設及びこれに附帯する送電変電施設の整備を行なうこと。

(4) 振興地域内において雇用の拡大に資する諸事業の経営又はこれに対する投資その他の助成を行なうこと。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

三、借入金及び産炭地域振興債券

公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券を発行することができる。

四、政府からの貸付け等

政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

第五　有効期間

この法律の有効期間は、施行後十年間とする。

研　究

一、墓地埋葬等に関する措置要綱案

（三六・四・二八）

第一　方針

一、最近、激増する寺院墓地使用についての紛争を防止するために現行墓地制度を検討する。

二、将来の墓地制度については、信教の自由、公衆衛生並びに都市計画の二つの相異なる立場が調整できることを配慮して改善をはかる。

第二　墓地埋葬制度調査会の設置

一、構成

1　各宗派団体の代表
2　官庁関係者（厚生、文部、建設各省）
3　学識経験者
4　その他

二、調査事項

1　全国墓地の現況調査（公共墓地、寺院墓地、個人墓地）
2　墓地使用の状況調査（宗派の混在、紛争事件）
3　火葬場、納骨堂の調査
4　墓地に関する宗教感情の調査
5　都市計画と墓地の関係
6　公衆衛生と墓地の関係

三、調査期間二ケ年

第三　墓地埋葬等に関する法律の改正の方向

一、墓地埋葬等に関する法律（昭和二三年五月三十一日法律第四十八号）を改正して、宗教感情と密着する宗教慣行を尊重しつつ、公衆衛生及都市計画の立場と調和せしめるように配意する。

二、本法第十三条を改正して、当該宗教団体の宗教感情と密着する慣行は尊重する旨を規定し左の事例の場合は、疑義のないように明示する。

(1)　その寺院の墓地又は納骨堂において従来から他宗派信徒の埋収蔵をとり扱っていない場合で、その宗派の宗教的感情を著るしく害うおそれのある場合は「正当の理由」があるものとして拒むことができるものとする。

(2)　その他の場合に、他宗派信徒の単なる埋蔵の求めを拒むことはできないが、自己の属する宗派又は教団の祭礼を要求するときは正当の理由があるものとして拒むことができるものとする。

(3)　一町村に一寺院の墓地しかないし、かつ公共墓地のない場合において如何なる場合においても他宗派の信徒の埋葬は拒否できないこととする。

三、市町村は一個以上の公共墓地を設置する義務を負うこととし、国はその費用の一部を負担することとする。

四、今後新設又は拡大する寺院墓地については公共衛生上及都市計画上の見地より厳重な認可制として、認可された新設寺院墓地については他宗教信徒の埋葬を拒否しないことを条件とする。

五、寺院が共同墓地を設けようとするときは、国又は公共団体が財政的援助をあたえて奨励する。

二、物価白書批判（三六・四・六）

四月二七日、政府は物価白書を発表した。これは物価問題について政府が積極的に解説を試みようとしているものであり、歓迎すべきことである。だが同時に、最近所得倍増よりも物価倍増が先行していることに対し、国民の不安が増大しているのを、各種の角度からいいくるめようとする意図も露骨にあらわれている。だが物価安定のたの政策は何ら示されていない。これが政府の物価対策のすべてであるとすれば国民は一そう不安を感ぜざるを得ない。そのおもなる問題点は次のようなものである。

一、物価の先行きを過度に楽観視している。

白書は、今後の物価見通しについて、卸売り物価は弱含み横ばい、消費者物価は一・一%程度の微弱な値上りとみている。

だが、三十六年度の超大型予算の成立や、三十六年度民間設備投資が三兆六千億円にも達しようという過熱状態からみれば、今後短期的にはインフレ傾向が進行することは避けられない。現に日銀券の発行高は昨年同期を二〇%以上も上廻っている。こうした情勢のもとでは卸売物価も上昇せざるをえないであろう。白書も認めているように最近の卸売物価が急角度に騰勢をしめしていることがその表われであり、今後も、設備投資の過熱が調整されない限りこの傾向は続くであろう。

消費者物価が、一・一%というようなままやさしい上昇にとどまらないであろうことはわれわれの生活実感である。四月に発表された消団連の「家計実態調査」でも、全国十九都市の調査にもとづき、昨年二月から本年二月までのあいだに、標準世帯（四・六人）の消費支出総額が六・五%も上昇している。

二、物価上昇を肯定している。

白書は、消費者物価の値上りのなかには、公共料金が過度に安かったことの是正とか、サービス料の値上りなど、国民経済上やむをえないものがあるとのべている。そしてその反面、耐久消費材（テレビ、自動車など）は生産性向上や貿易自由化の影響で値下りするから、総合して物価は全体として安定すると説いている。

だが、白書は、公共料金やサービス料金などの値上りで主として打撃をうけるのは低額所得者であり、耐久消費材の値下りで主として利益をうけるのは高額所得者であることに目をつぶっている。公共料金やサービス料金のある程度の値上りが国民経済上やむをえないとするならば、主としてその影響をうける低額所得者に対し、所得ひき上げの保障を与えるべきである。

三、政府の政策意志を明確にすべきである。

さる三月七日、政府は九州電力の料金値上げを決定した直後のてれかくしのために、「今後当分の間、公共料金の値上げを一さい行わない。」ときめた。ところが四月にはいって、東京電力が料金値上げを申請したのに対し、政府の態度はあいまいである。もしこの申請が認められるなら、私鉄、バス、タクシー、都（市）電、水道などの料金が連鎖反応的にひき上げられることになろう。従って、こうした公共料金の引上げを認めないという政府の強い意志が、今ほど必要とされる時はない。白書はこの点について、公共料金のある程度の値上りはやむをえない、という傍観者的態度をとるだけで、政府の主体的意志を明確にすることを故意にさけている。これを明らかにすべきである。

また、こうした公共料金を審議する機関へ、労働者、農民、消費者の代表を参加させ、官僚と大資本とのなれ合い値上げをチェックすべきである。

四、独占価格にふれていない。

現在、わが国経済においては、原材料および一次製品など、国民経済を動かす基礎的資材はほとんど独占資本によって生産、販売されており、その価格は独占価格となっている。そのため、生産性の向上に従ってひき下げらるべきこれらの価格が、逆に着実にひき上げられ、あるいは低下をさまたげられてい

る。この点にメスを加え、独占資本を規制することによって積極的に独占価格ひき下げの措置を講ずべきである。

五、流通機構問題にふれていない。

白書は、消費者物価値上りのうちの大部分は、野菜、魚介、食肉等の生鮮食料品の一時的需給関係によるものであることをのべ、故に、これらの食料品の供給をふやしさえすれば簡単にその価格を安定できると楽観している。だが、こうした生鮮食料品は、流通過程において大きな中間搾取が行われており、消費者価格が高い時でさえ、生産者たる農漁民は低価格に苦しめられている。故にここに抜本的な対策を講ずべきであるのに、白書はこの点についてまったくふれていない。

六、景気変動、貿易自由化との関係

白書は、設備投資により生産能力がふえ、生産性向上が進んでいること、また貿易自由化が進むこと等により、長期的にみて物価の安定は間違いないとみている。だが、三十年の神武景気以来さかんな設備投資が行われてきたのに最近の物価値上りが起っていることは、この白書の立場では説明できないであろう。

また長期的にみた場合、たしかに白書のような観点もなりたつが、その場合は、設備過剰による不況、デフレ、貿易自由化のコスト切りさげのための合理化首切り等のぎせいが勤労大衆にシワ寄せされることになろう。この点を白書は眼をふさいでいる。

七、所得倍増計画との関係

政府の所得倍増計画の二つの弱点が、物価問題と国際収支問題にあることを、われわれはかねてから指摘してきた。

最近の日本経済の動きをみると、国際収支は明瞭に逆調に転じてきているし、また物価も、その上昇が所得向上率を帳消しにする傾向がはっきりあらわれている。これはわが党の指摘の正しさを示している。すでに日本経済の基調は反転期にさしかかっており、政府の所得倍増計画はくずれようとしている。政府は、物価白書などで一時を糊塗することをやめ、基本的に経済政策全体を再検討すべきである。

調　査

イタリアの地方行政制度（三六・二・一六）

（調査立法考査局政治行政制度課調）

本稿は、Jamea T. Shotwell(ed): Governments oj Continental Europe,revised.,Macmillan Co.,1952に収められた Ainola J.Zurcher: The Government and politics of Italy. うち Local Government and Local Administration と題する地方行政に関する地方行政に関する部分を和訳したものである。

地方政治行政区画

共和国の建設は、明らかに、地方行政に対するイタリア人の関心を高めるのに役立った。イタリアのすべての地域は、従来どおり、七、七五七の市町村（commune）及び九十の県（province）に区分されていて、その各々が地方自治体又は準自治体であると同時に、中央政府の行政のための地方的地域単位でもある。選挙その他の純行政的目的のために、共和国は郡（circondari）を復活した。これは沿革的には、フランスのアロンデイスマン（ar-rondissement）に相当するもので、一九二七年にファシスト政府が廃止したものである。この伝統的な機構の他に、共和国の建設者は、県とローマとの中間にある新たな自治体として州（Region）を設け

た。地域によりこの州の範囲が往時の州――これが統合されて統一イタリアとなった――のそれとほぼ同一の所もある。往時の州は、かって、比較的重要でない司法的、行政的単位としてつかわれた時もあった。

市町村――その管理機関

復活された市町村及び県段階における地方団体の型は、大体においてファシズム体制以前の型にならっている。市町議会（Consiglio comunale）が再び市町村の主要機関となり、その議員は、国会の議員選挙の場合と同様、すべての成年男女を有権者とする選挙法の下で四年の任期をもって選挙される。住民が三万人未満の市町村においては、その議会の議員数は十五人から四十人まで種々の場合がある。住民が三万人以上の市町村においては、その議会は八十人の議員を有することができる。彼らは、最大得票数を有する政党が議席の三分の二を占めうる修正された比例代表制によって選挙される。この議員の中から市町村議会は、市町村の執行部の長である市町村長（Sindaco）及びいわゆる市町村参事会（Giunta comunale）を選挙する。後者は、市町村議会に対する一種の番犬委員会（watch-dog committee）としての役割及び市町村長に対する諮問機関としての役割を同時に果す。従前通り、市町村長は訴訟において当該市町村を代表し、市町村条例を公布し、契約締結の当事者となり、当該市町村の財産及び行政事務を管理する。彼は、同時に、中央政府の地方官であり、知事（Prejetto）の監督の下で重要統計を管理し、兵籍及び選挙人名簿を作成し、並びに当該市町村の治安維持の責任を有する。市町村長の主要な補助機関として市町村事務長がありその他に必置の法律顧問及び行政部局がある。ローマ、ミラノ、ナポリ等の大都市である市町村も、形式的には地方の、小さな山間の市町村と同様の形態の管理機関を有するが、大都市市町村はきわめて大規模かつ複雑な行政職員組織を擁して、その住民に対して通常の行政サービスの他に都市社会主義の重視ともいうべき経済的、文化的性質を有する各種サービスを提供することがある。

県――その自治管理機関

ムッソリーニ前の民主的諸原則は、イタリアの県の自治管理機関にも適用された。県議会（Consiglio provinciale）の議員は、市町村議会と同様、その県の住民によって選挙される。県代議会（Deputazione provinciale）と総称される県議会の議員の一少部分――通常十五人をこえない――は、県議会の閉会中、それに代って行動する。県自治行政の執行部の長は議長（Presidente）である。議長は、単独で、又は県の事務総長ならびに県議会もしくは県代議会と協力して、県の行政事務、県の職員の人事、地方公共事業、及び県財政を管理監督する。

知事とその権限

議長及び県の自治行政は従来どおり全面的に知事の支配下にある。すなわち、知事にとっては、県の区域は、従来同様その通常の管轄区域である。フランスにおけると同様イタリアにおいても長い意義深い歴史をもつこの職は、ローマの地方出先機関である。詳言すれば、彼は内務大臣の地方機関であり、地方的事項（local affairs）に対してその官僚的支配者としての広汎な諸権限を行使する。それらの権限には治安及び衛生の維持、ならびに選挙管理事務の監督が含まれる。そしてかような権限の行使に際して、知事は必然的に地方警察及び関係公共団体に対して統制力を有し、市町村長及び県議長に対して適切な命令を発する。かような監督権の必然的結果として知事には、法的拘束力を有する命令を発する権限がある。県当局の代表者及び知事の任命する者から構成される特別の参事会は、地方の「諮問的」行政機関、すなわち知事の諮問機関であるとともに地方行政裁判所となる。

その他の知事の権限

中央各省の出先機関の活動を調整することも知事に賦与されたもう一つの権限である。そして彼は、各省出先機関が地方自治体の機関及び職員と交渉をもつ場合、一種の連絡官としての役割をなすものと考えられている。さらに知事は地方政府に対して無敵の諸権限をしている。彼は市町村及び県の行政を調査し、地方政府当局の行為を審議し及びこれを差止めてその説明を要求し、法律に基づいて地方政府当局にある行為をなすことを強制し、極端な場合には地方政府当局に代って行為をなすことができる。イ

タリアの地方行政に関する知事の以上のごとき権限こそ「行政的」統制（"administrative"control）の内容をなすものであり、これは、伝統的なアメリカ的制度たる非個性的な地方行政の「司法的」統制（"judicial"control）と根本的に対立する。知事に対し従来通り賦与されている権限は、すべての観察者に対して、イタリアの地方行政が民主的であるとしてもそれは「官僚的中央集権主義」の形式を加味した民主主義であるという考えを起させる。かような意味において、イタリアの地方行政は一般住民と専門的行政官との混和（a blend of amateur and the official）の状を態示しており、これと対応するものはおそらくフランスだけであろう。

州

次に我々は州に移る。これはイタリアにおける地方管理行政機構の階層系列において最も歴史の新しいものである。憲法には十九の州名が列挙されており（一三一条）、また、現存の州の合併及び新州の設置についても規定がある（一三二条）。各州は固有の憲法及び管理機構を有する。州の管理機構は現代イタリアにおける伝統的な地方政府の形式を踏襲している。国の憲法によって州に賦与された立法権その他の権能は州議会（Consiglio regionale）によって行使される。執行管理権は州参事会（Giunta）に賦与され、その長は州政府の長であり法人としての州を象徴する。

州と国家

この新しい階層の地方政府設置の基本構想はきわめてラディカルなものであり、それは連邦色を多分に有する分権化された国家を目標としていた。しかし新たな州という概念が制憲議会から出てきた頃には、それは明らかに連邦国家の組成部分としての意義は有していなかった。憲法は、たしかに、州がその歳入源を自ら開発することを前提として、ながながと記載された権限を与えている。しかし、州は他方で国庫に対して財政的援助を期待しうるものとされている。しかも州に賦与された権能の殆ど全部が伝統的に地方的性質のものであり、国の議会のそれと抵触するよりむしろ現在の県又は市町村の権能と抵触するように思われるものである。その上、県、市町村及びその他現存の地方機関は州の行政手段として利用されることが前提とされているので、州を設置し、これに或種の権能を賦与したことは、実質的結果として、現在県及び市町村の有している政治的意義を低下せしめることになるであろう。

先に州は、新な憲法裁判所の介入により、国との権限争議に関して司法的決定を保証されていると述べた。なるほど憲法（一二七条）は共和国政府と州議会との意見の不一致を解決するための精巧な仕組について規定を設け、これが失敗した場合州議会は当該問題を裁判所に提訴しうるものとしている。しかし、実際には、州の行為（discretion）に対する統制は司法的形式によるよりも行政的形式によって行われるようである。少くとも行政的統制はイタリアの伝統に即するものであり、伝統というものは相当な影響力を有する。そのうえ、かような州についての行政的統制を発展させる手だてが現行憲法の枠のなかに欠けずにあるのである。憲法第一二四条は、国により行われる行政作用と州により行われる行政作用を調整するために州の首府に派遣される「政府の司政官」（Commissario governo）について規定する。少くとも文字の上では、司政官は、いくらか地位が高いという点のほかは、知事と同様の職のように思われる。憲法の他の規定も中央政府による州の行政的統制を提示している。すなわち、内閣は、国会の州問題委員会と協力して、共和国大統領を通じて州議会を解散することができる。解散の理由は、国の安全のための緊急の事態という主張から州議会またはその参事会が憲法または法律に違反したという主張にまで及んでいる。州の制度の多くはまだ青写真の段階を出でない。それ故いかなる程度の真の自治が達成されるか予測し難い。しかし、州の将来は、相当なパテイキュラリスト（各州独立論者）である政治家の一部がこれを確保したと当初に考えたような比較的自足的な、政治的に独立した地方制度とは程遠いものになるであろう。

特別自治州

独立主義の伝統が時々表面化した二つの島嶼地域すなわちシチリア及びサルジニア、ならびに少数民族問題及び国境問題の存在する三地域すなわちヴアレ・ダオスタ、トレンチノ・アル

ト、及びフリウリ・ヴェネチア・ジュリアについて、憲法は特殊な形式の州自治を要求している。それは右の関係各州につき定められる特別法によって保証される。特別法は国の憲法と法律上同一の効力を存する憲法的法律としての地位を有するものとされる。当該州の各々に関する自治制度を規定するこれら特別法の少くとも四は一九四八年二月に制定された。結果としてシチリア人は、彼らの州議会がリージョナルアセムブリー（Regional Assembly）と呼称されることになった事実及びその他の州立論的感情に対する象徴的譲歩を得たことにある種の満足感を抱いているようである。また他の特別州も、この特別州制度の下で、彼らの地方的利害とその明らかな文化的特性が特に厚く保護されていると感じているようである。しかし、概していえば、特別州と普通の州との区別は形式的であり法律上のものにすぎないのである。

イタリア地方行政の概観

州の設置及びその他の地域的階層における住民になれた形の地方政府の復活は現代イタリアにおけるいわば地方行政の文芸復興を示すものといえよう。それは、これまで絶大な勢力を有していた中央官僚の地方的事項に対する影響力を減少せしめ、過去においてこの影響力に原因すると考えられていた腐敗選挙その他の悪弊を恐らくは絶滅せしめ、少くとも激減せしめるであろう。新共和政体に対する賛成論者はすべてそうなるであろうことを心から希っている。同時に、知事制に具象されている。十九世紀からの伝統である官僚的中央集権主義はなお隠然たる勢力を有していることも再言される必要があろう。しかも地方政府機構の単なる分化発展をもってしてもかような勢力は消滅しないであろう。また、州の如き地方政府機構が拡充発展するとしても、それは地方における知事の仲間を維持するため地方へ派遣される国の官吏が数的にもまた種類においても徐々に拡大することを妨げることはできないであろう。多かれ少かれ伝統的な財政、警察、及び司法の各官吏の他に、この官吏の中には衛生監督官、視学官、農事技師、土木技師、各種公企業の長、その他の二十世紀的集産主義及び現代行政の求心的傾向の惹起した新中央集権主義を体する多くの人々が含まれる。現代イタリアは純粋な地方自治形式を発展せしめるかもしれない。しかしそれは、地方管理行政機構を加えることよりも、「一般大衆」の間における政治倫理と政治責任のセンスのさらに広範囲な滲透を通じてこそはじめて達成されるものであろう。

長期政治経済計画

内容（A5判92頁 定価一〇〇円）

長期政治経済計画（本文）
前文
第一章 情勢の展望
第二章 打開の道
附属資料
農業基本法
漁業基本法要綱
地域経済開発の構想
重要産業の基本構想
第20回党大会の政策小委員会議事録
計画の基本構想

お申し込みは
日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町二ノ一四
電話(68)五一一一内線二二二二
振替東京一九五六六八

政審資料　第三九号
昭和三十六年五月十五日発行（毎月十五日発行）

定価　一〇〇円